

京 都 ア カ デ ミ ア フ ォ ー ラ ム 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前						改 正 後		
(前 略)						附 則 (令和7年3月総長裁定) この規程は、令和7年10月1日から施行する。		
別表 アカデミアフォーラム会議室使用料 (消費税相当額を含む。)						別表 アカデミアフォーラム会議室使用料		
施設名	使用区分					延長使用 (1時間 単位)	施設名	使用料 (円) (1時間あたり)
	全日使用	午前使用	午後使用	夜間使用	延長使用			
大会議室D	101,500	30,500	40,500	30,500	15,500	大会議室D	10,200	
中会議室	45,000	13,500	18,000	13,500	7,000	中会議室	4,500	
1 使用区分は、全日使用(午前9時から午後9時まで)、午前使用(午前9時から午後0時まで)、午後使用(午後1時から午後5時まで)、夜間使用(午後6時から午後9時まで)とする。						1 上記表中の使用料は、1時間の施設使用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに当該施設使用時間数を乗じた金額を施設使用料とする。		
2 延長使用は、1時間単位とし、1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。						2 1時間未満の施設使用及び1時間を超える施設使用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の施設使用として、施設使用料を算出するものとする。		
3 (略)						3 (同 左)		